

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和4年7月13日(水)

午後1時20分～

函南町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

議案第51号 函南町スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議案第52号 小規模特認校（町立丹那小学校）の募集定員数について

議案第53号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

議案第54号 函南町教育委員会職員の懲戒処分について

5 報 告

6 そ の 他

(1) 後援依頼について

ア 第36回日本教育技術学会静岡大会

イ 狩野川東部浄化センター施設見学会

(2) 次回委員会開催予定

定例会 令和4年8月24日(水) 9:00～ 函南町役場 3階 教育委員会室

※午後は、総合教育会議開催予定

教育長関係報告事項

令和4年7月13日（水）

月日	曜日	内 容
6月23日	木	・ 田方地区学校保健会総会（14：00～）
6月24日	金	・ 伊豆総合高等学校・伊豆中央高等学校訪問（9：30～） ・ 田方農業高等学校評議委員会（13：30～）
6月26日	日	・ 函南町青少年健全育成大会（13：30～）
6月27日	月	・ 課長等連絡会議（8：40～） ・ 企画会議（9：00～）
6月28日	火	・ 三島南高等学校訪問（9：45～） ・ 三島署管内防犯協会総会（15：00～）
6月29日	水	・ 函南小学校、丹那小学校指導訪問（8：30～）
6月30日	木	・ 表敬訪問 ソフトテニス 金原一花さん[桑村小6年]、市川瑠奈さん[西小5年]（16：30～） ➢ 金原一花さん 全日本小学生ソフトテニス選手権大会他出場【県予選2位】 ➢ 市川瑠奈さん 東海小学生ソフトテニス選手権大会出場【県予選6位】
7月1日	金	・ 町内校長会（9：00～） ・ 教頭研修会（14：00～） ・ 社会を明るくする運動チラシ配布（16：00～）
7月2日	土	・ 仏の里美術館ボランティアガイド研修会[鎌倉国宝館]（13：25～）
7月5日	火	・ 丹那小学校小規模特認校制度の導入準備会（16：00～）
7月6日	水	・ 東小学校指導訪問（8：30～）
7月7日	木	・ いじめ防止等生徒指導連絡協議会（15：00～）
7月8日	金	・ 函南町あいさつ運動（7：20～） ・ 函南町共同学校事務室協議会（15：00～）
7月11日	月	・ 企画会議（9：00～） ・ 学校運営協議会連絡会（15：00～）
7月12日	火	・ 静東管内市町教育委員会教育長会（13：00～）
7月13日	水	・ 定例学校等訪問（8：30～） ・ 定例教育委員会（13：20～）

議案第 51 号

函南町スポーツ推進審議会委員の委嘱について

函南町スポーツ推進審議会に関する条例（昭和 37 年函南町条例第 11 号）の規定により、別紙の者を函南町スポーツ推進審議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 4 年 7 月 13 日 提出
函南町教育長久保田 浩子

提案理由

令和 4 年 7 月 31 日付け任期満了のため

ス ポ ー ツ 推 進 審 議 会 委 員 （ 案 ）

氏 名	所 属 等	備 考
塩谷 廣男	元県立伊東高等学校校長	1号
露木 洋二	NPO法人函南町体育協会会長	1号
長谷川 園枝	函南町スポーツ少年団代表	1号
上杉 綾子	函南町スポーツ推進委員代表	1号
木村 義昭	函南町老人クラブ連合会 体育部長	1号
佐野 章夫	函南町副町長	2号
若月 哲也	函南町教育委員会参事	2号

1号委員 学識経験のある者

2号委員 関係行政機関の職員

※ 委員の任期は、条例第6条により令和4年8月1日から令和6年7月31日とする。

函南町スポーツ推進審議会に関する条例（昭和37年6月1日条例第11号）

最終改正:平成23年12月14日条例第27号

改正内容:平成23年12月14日条例第27号 [平成24年7月9日]

○函南町スポーツ推進審議会に関する条例

昭和37年6月1日条例第11号

改正

平成12年3月7日条例第12号

平成23年12月14日条例第27号

函南町スポーツ推進審議会に関する条例

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、函南町におけるスポーツを推進するため、函南町スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第2条 審議会は、スポーツ基本法第35条に規定するもののほか、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次の事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- （1）スポーツ施設及び設備の整備に関すること。
- （2）スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- （3）スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- （4）スポーツ団体の育成に関すること。
- （5）スポーツによる事故の防止に関すること。
- （6）スポーツの技術水準の向上に関すること。
- （7）前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、7人以内の委員で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

（任命）

第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次の各号の者のうちから町長の意見を聞いて任命する。

- （1）学識経験のある者
- （2）関係行政機関の職員

（役員）

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（任期）

第6条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 審議会の委員は再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了した時は退任するものとする。

（議事）

第7条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は教育委員会事務局において処理する。

（細則）

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の運営その他必要な事項については、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月7日条例第12号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月14日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

議案第52号

小規模特認校（町立丹那小学校）の募集定員数について

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱（令和4年函南町教育委員会告示第13号）第6条の規定により令和5年度の小規模特認校の募集定員数を定めるため、教育委員会の承認を求める。

令和4年7月13日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱に基づく児童の募集定員数を定めるため、教育委員会の承認を求めるものです。

小規模特認校（町立丹那小学校）の募集定員数について

函南町教育委員会 学校教育課

1 根拠要綱

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱（令和4年函南町教育委員会告示第13号）
（以下「要綱」という。）

2 要綱第2条に規定する小規模特認校指定校

- (1) 学校名 町立丹那小学校
- (2) 所在地 函南町丹那 443 番地
- (3) 校長名 土屋貴俊

3 要綱第6条に規定する募集定員数（案）

(1) 募集定員数の設定条件等

ア 原則第1学年を除く当該学年とその前後の学年のそれぞれの合計人数が16人以下となった場合は複式学級相当となるため、その人数をクリアできる募集定員数を設定する。（複式学級相当の一例 2年+3年又は3年+4年の合計≤16人）

イ 学年毎の募集定員数又は学校全体での募集定員数を設定する。

ウ 丹那留守家庭児童保育所の入所定員数に対応可能な募集定員数を設定する。

エ 小規模特認校実施した場合の丹那小学校全体の児童数（推定）

（単位：人）

項目	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
令和4年5月1日現在 丹那小学校児童数	8	9	6	10	11	15	59
令和5年4月1日想定 丹那小学校区の児童数	9※	8	9	6	10	11	53
要綱に基づく募集人数 募集定員数の基礎数値	2	3	2	5	1	0	13
令和5年4月1日現在 丹那小学校全体の児童 数（推定）	11	11	11	11	11	11	66
各学年 10人～11人程度が望ましい。							

※令和4年5月現在丹那小学校区の年長児の人数

(2) 丹那小学校と教育委員会事務局との調整結果による募集定員数（案）

令和4年6月22日の第3回丹那小学校小規模特認校制度の導入準備会において、教育長含む教育委員会事務局及び丹那小学校校長と協議・検討を実施した。

上記(1)と学校運営において円滑に運営できる受入れ可能児童数であるかを総合的に勘案し、以下のとおり教育委員会へ協議する募集定員数の案とした。

募集定員数（案） 学年にかかわらず10人程度

※募集状況により柔軟に対応できるよう「程度」とする。

小規模特認校制度とは

町内の児童は、住所地によって指定された小学校へ就学することが規則で定められています。小規模特認校制度は、児童と保護者が、地域と連携した特色のある教育活動を実施する小規模な小学校（小規模特認校）への就学を希望する場合、住所地による指定に関わらず、一定の条件のもとで、就学を認める制度です。

函南町では、丹那小学校を小規模特認校に指定しました。これにより、令和5年度からは、町内全域から、丹那小学校への就学を希望することができるようになります。

対象校

学校名 丹那小学校

所在地 函南町丹那 443 番地

ホームページ 【丹那小学校 HP へのリンクを貼付】

児童数（令和4年5月1日時点）

1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
8 人	9 人	6 人	10 人	11 人	15 人	59 人

就学の条件

小規模特認校への就学を希望する場合は、保護者による申請が必要です。

次の（１）から（３）までの条件を全て満たす場合に限り、申請できます。

- （１）児童と保護者が町内に在住していること、または就学までに町内に転入見込みであること
- （２）小規模特認校の教育活動及び PTA 活動等へ賛同し協力すること
- （３）通学における安全確保は、保護者の責任のもとに行い、その費用も保護者が負担すること

※就学期間については、原則として卒業まで在籍・通学することを想定しています。

募集要領

募集人数 10 人程度

申請期限 令和4年 11 月 30 日まで

小規模特認校 就学許可までの流れ

1 学校説明会への参加

丹那小学校への就学を希望する児童の保護者は、必ず参加してください。日程は次のとおりです。

第1回 9月14日(水) 10時30分から12時まで

第2回 10月17日(月) 13時30分から15時まで

※第1回と第2回は同じ内容です。どちらか都合のよい方に参加してください。

※参加には、事前申し込みが必要です。参加したい場合は、丹那小学校へ連絡してください。

2 体験入学・学校見学

就学申し込みの前に、児童が丹那小学校の学校生活を体験したり、保護者がその様子を見学したりすることができます。詳細は、学校説明会でご案内します。

3 「小規模特認校就学申請書」の提出

「小規模特認校就学申請書」に必要事項を記入し、提出してください。「小規模特認校就学申請書」は、こちら【PDF ファイルを添付】からダウンロードできます。また、丹那小学校や、教育委員会の窓口（函南町役場3階・学校教育課）でも受け取ることができます。提出先は丹那小学校、もしくは教育委員会の窓口です。

4 学校長による面接（申請後随時）

小規模特認校の学校長と、就学希望者・保護者で面接を行います。面接会場は小規模特認校です。面接の日程は、小規模特認校と保護者が調整して決定します。

5 教育委員会による審査（12月上旬）

面接の結果などを参考に、教育委員会で審査を行います。就学希望者が募集人数を上回った場合、教育委員会で抽選を行います。

6 就学許可通知書の送付（1月上旬～中旬）

就学許可となった場合、教育委員会から「小規模特認校就学許可通知書」を送付します。また、新入学児童の保護者には、学校から入学説明会の案内を送付しますので、出席してください。

就学不許可となった場合、教育委員会から「小規模特認校就学不許可通知書」を送付します。

Q&A

※作成中

その他

- ・就学の時期は、原則として毎年4月1日からとします。
- ・小規模特認校への就学を許可した後、申請内容が事実と異なることが判明した時などは、小規模特認校への就学許可を取り消す場合があります。

- 小規模特認校制度により就学した児童は、卒業後は、原則として、住所地によって指定された中学校へ進学するものとします。
- 町外からの転入など、場合によっては、「小規模特認校 就学許可までの流れ」と異なる手続きが必要となる場合があります。
- 丹那留守家庭児童保育所（学童）の利用を希望する場合、別途手続きが必要です。

要綱・様式のダウンロード

【PDF】 小規模特認校就学申請書（様式第1号）

【PDF】 小規模特認校制度実施要綱

問合せ先

就学の条件、就学申請の方法など、小規模特認校制度に関すること

函南町教育委員会学校教育課（函南町平井 717 番地の3 函南町役場3階）

電話番号 055-979-8121

学校生活、学校説明会や面接についてなど、丹那小学校に関すること

丹那小学校（函南町丹那 443 番地）

電話番号 055-974-0024

議案第53号

要保護及び準要保護児童生徒の認定について

令和4年度の要保護及び準要保護児童生徒の認定について、教育委員会の承認を求める。

令和4年7月13日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から就学援助申請が提出されたので、認定について教育委員会の承認を求めるものです。

議案第54号

函南町教育委員会職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条第1項第1号及び函南町職員の交通事故等に係る懲戒処分等に関する規程第2条の規定により、函南町教育委員会職員の懲戒処分について教育委員会の承認を求める。

令和4年7月13日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

地方公務員法第29条第1項の規定に該当する違反行為が認められたことから、その行為に対する懲戒処分について、任命権者である教育委員会が決定をするため、承認を求めるものです。

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和4年7月分)

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	第36回 日本教育技術学会 静岡大会	一般社団法人 日本教育技術学会 日本教育技術学会 会長 谷 和樹	令和4年12月11日(日) 三島市民文化会館 オンライン会議ZOOMミーティング	有料	有	有
2	狩野川東部浄化センター施設見学会	沼津土木事務所 所長 山本 浩之	令和4年8月19日(金) 狩野川東部浄化センター	無料	無	
3	以下余白					
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

令和4年6月8日

函 南 町 教 育 委 員 会
教 育 長 様

住 所 浜松市西区馬郡町4405-1

申請者 TEL 090-4261-1676

団体名及び申請者の氏名

日本教育技術学会 静岡大会事務局

古屋 晃子 印

後 援 の 申 請 に つ い て

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事 業 名	第36回日本教育技術学会静岡大会		
期 日	4年12月11日(日)～ 4年12月11日(日) 13時 00分 ～ 16時30 分		
会 場	三島市民文化会館、オンライン会議ZOOMミーティング		
主 催 者	団 体 名	一般社団法人日本教育技術学会	
	代表者職名	日本教育技術学会 会長	
	代表者氏名	谷和樹	
	住 所	〒142-0064 東京都品川区旗の台 2-4-12 TOSS ビル	
共 催 又 は 後 援 団 体 (予定も含む)	①有・無 (有の場合は 名称)	共 催	特定非営利活動法人子ども未来
		後 援	静岡県、静岡県教育委員会、県内全 市町、県内全市町教育委員会



裏面有

事業の対象者 と 事業の目的	全国の教育関係者 700名（会場 100名、オンライン 600名） ※静岡県対象地域 （全県） 東部 中部 西部 目的：教育技術の発掘・創造する研究と実践の発表・検討を行う。 テーマ：「これまでの実践」×「ICT」により教育の質は向上したか。		
事業内容	① 向山洋一教育賞表彰式 ② 「教師のベーシックスキル測定」の取り組みについて 討論 ③ 分科会 ④ パネルディスカッション 合田哲雄、堀田龍也、向山行雄、谷和樹 ⑤ 大会記念講演 合田哲雄		
函南町の後援を 必要とする理由	函南町の教育関係者に広く広めたいから。 函南町の教員も5～10名ほど参加予定。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合 金 額	学会員 2,000円 非学会員 5,000円

【注意事項】

※ 開催の事業資料がある場合は添付してください。（前回開催のチラシ・パンフ等で可）

※ 申請に必要な事項が明記されている実施計画書等があれば、それらを添付し「詳細は別添資料参照」等と記入することにより各項目の記載を省略しても構いません。

※ 入場料・参加料等が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

【函南町が後援する事業】

事業の目的及び内容が函南町民全体の福祉、交流、協働、教育、文化、スポーツ等の普及向上に寄与すると認められ、利益、売名、政治・宗教活動を目的とせず、事業範囲が町民全体またはこれに準じた広域性を有する事業

第36回

日本教育技術学会

ハイブリッド
静岡大会

「これまでの実践」×「ICT」により教育の質は向上したか

日時

2022 年
12月11日（日）
13:00～16:30

参加費

学会員 2000円 入会金・年会費別
非学会員 5000円

場所

①三島市民文化会館（リアル）
②ZOOM（オンライン）

後日、入金順に①②を選んでいただきます。

申込
方法

Peatix



←電子チケット販売サイト
です。サイトに入ったら「チケッ
トを申し込む」ボタンから購
入手続きをして下さい。

<https://peatix.com/event/3108283/view>

内容 ※変更になる場合がありますのでご了承ください。

- 1 開会挨拶
- 2 向山洋一教育賞論文概要発表・表彰式
- 3 ベーシックススキル測定に関する研究発表と討論
- 4 分科会 A: 小学校教科指導 B: 中学・高校教科指導 C: 特別活動・学級経営
D: 総合的な学習・教科横断的現代的な課題 E: 教育課程・学校運営 F: 特別支援教育
- 5 パネルディスカッション
「次期学習指導要領を見据えて『令和の日本型学校教育』で実現すべきこと（仮）」
登壇者：合田哲雄、堀田龍也、向山行雄、谷和樹
- 6 大会記念講演
「次期学習指導要領を見据えて『令和の日本型学校教育』で実現すべきこと（仮）」
- 7 総括講演 谷和樹

日本教育技術学会

検索

詳細やお問合せはこちらから



合田哲雄

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局審議官。

1992年文部省入省。福岡県教育庁高校教育課課長、国立大学法人化、学習指導要領改訂を担当。初等中等教育課程課長、財務課長等を経て現職。



向山行雄

敬愛大学 教育学部教授 教育学部長。
全国連合小学校長会顧問。

公立学校教員、東京都教育委員会指導主事、東京都内小学校長、全国連合小学校長会会長、東京都公立小学校長会会長、帝京大学大学院教職研究科教授などを歴任。



堀田龍也

東北大学 大学院情報科学研究科教授および東京学芸大学大学院教育学研究科教授。専門は教育工学、ICT活用授業。中央教育審議会委員、デジタル教科書や教育データ活用等の国の会議の座長を歴任。



谷和樹

玉川大学 大学院教育学研究科（教職専攻）教授。専門分野は教科教育、一斉指導、教材開発、授業技術、教育方法、医教連携、学級経営など多岐にわたる。日本教育技術学会会長。TOSS 代表。

第36回日本教育技術学会静岡大会 予算書

1 収入の部

科 目	予算額 (円)
1 参加者資料代	2,600,000
学会員 2,000円×300名=600,000円	
非学会員 5,000円×400名=2,000,000円	
合計	2,600,000

2 支出の部

科 目	予算額 (円)
1 大会会場費	50,000
2 講師・事務局交通費	900,000
3 教材・文具費 (コピー用紙、封筒等)	50,000
4 チラシ作成費	150,000
5 チラシ郵送費	100,000
6 通信・運搬費	100,000
7 印刷・製本費	100,000
8 消耗品費 (看板等)	20,000
9 視聴覚機器 準備使用料	830,000
10 会議費 (準備会議等)	300,000
合計	2,600,000

日本教育技術学会静岡大会実行委員会 団体規約

(名 称)

第1条 この団体は、日本教育技術学会静岡大会実行委員会（以下「会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会は、日本教育技術学会の趣旨に則り、静岡県三島市で開催する学会を有意義なものにするため、情報交換等を行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 会は、前条の目的を達成するため、第36回日本教育技術学会静岡大会の準備、運営、実施を行う。

(運 営)

第4条 会は、事務局を中心に情報交換を行う。

(組 織)

第5条 会は、静岡県内にいる、学会員及び学会準備委員を理事とする。事務局は、会の目的に賛同する者によって構成する。

(役員等)

第6条 会に、次の役員を置く。

- (1) 事務局長（実行委員長） 1名
- (2) 理 事 学会員及び学会準備委員から指名する。

(役員等の職務)

第7条 1 事務局長は、会を総括し、会議を整理する。
2 理事は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき、または事務局長が欠けたときは、あらかじめ事務局長の指名した理事が、その職務を代理する。

(任 期)

第8条 役員等の任期は、本会の目的が達成されたときまでとする。

(会 議)

第9条 1 会の会議（以下「会議」という。）は、理事及び準備委員をもって構成する。
2 会議は、事務局長が招集し、事務局長がその議長となる。
3 会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。
(1) 大会の準備、運営、実施等に関する事項。
(2) 団体規約に関する事項
(3) その他重要な事項

4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(事務局の専決処分)

第10条 1 事務局長は、会議を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。

2 事務局長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告しなければならない。

(解 散)

第11条 この会は、第36回日本教育技術学会静岡大会が終了した年度を持って解散する。

(委 任)

第12条 この団体規約に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に決める。

附 則 この団体規約は、令和4年1月1日より施行する。

(第1号様式)

沼 土 下 第 39 号
令和4年6月24日

函南町教育長 様

申請者 住 所 沼津市高島本町1-3

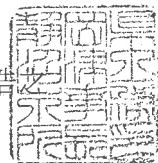
氏 名 沼津土木事務所

所長 山本 浩之

(連絡先) 沼津土木事務所下水道課

狩野川東部浄化センター一班

055-978-7517



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	狩野川東部浄化センター施設見学会		
期 日	令和4年8月19日(金)		
会 場	狩野川東部浄化センター(田方郡函南町間宮420-1)		
主催者	団体名	沼津土木事務所	
	代表者	所長 山本浩之	
	所在地	沼津市高島本町1-3	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・ ☒ 無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	



裏面があります。

事業の対象 と 目的	事業対象：小学生、地域住民等の一般県民 目的：下水道への理解を深める。		
事業内容	施設見学、微生物観察、スタンプラリー		
申請理由	小学生にも下水道の大切さを感じてほしいため。		
入場料	有 料 ・ ☐ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。



県民の日イベント

か の が わ と う ぶ じ ょ う か

狩野川東部浄化センター

まなび おもほう

し せ つ け ん が く か い

施設見学会



令和4年8月19日(金)

午前の部 9:30~11:30

午後の部 13:30~15:30

*新型コロナウイルス感染症の状況により、開催内容を変更、中止をする場合があります。

し せ つ け ん が く び せ い ぶ つ か ん さ つ

施設見学、微生物観察、スタンプラリーなど



さん か お り ょ う
参加無料!

じ ぜん も う し こ
事前申込みはいりません。

け ん が く
どなたでも見学できます。



おみやげプレゼント!



お問い合わせは

静岡県沼津土木事務所



狩野川東部浄化センター

田方郡函南町間宮420-1

電話 (055)978-7517



協力 公益社団法人日本下水道管路管理業協会
テスコ株式会社(維持管理包括委託受注業者)